

2021年3月19日

すます伸子

日本共産党の須増伸子です。

私は、議案5件、発議1件、請願1件、陳情15件について、委員長の報告のとおりを決することに反対する立場でその理由を述べます。

まず、議第1号令和3年度岡山県一般会計予算です。

予算総括でも申し上げましたが、産業振興について、特に大規模企業立地促進補助金が、前年より4億6200万円増額の25億余万円に上ります。しかも、国の補助金も何もつかない一般財源で支出されるわけですから、厳しい財政運営の中で、この補助金だけが、突出しています。大型設備投資ができる体力のある企業に支援するありかたを根本的に見直すべきと考えます。

また、苫田ダムのあまり水への支出はすべきではないと考えます。

さらに、教育予算にかかわって、今年度も県独自の学力定着状況確認テストを実施し、担任を持たない学力向上の目的だけで授業改革推進リーダーを引き続き配置しています。学校と子どもたちを管理と過度な競争にあおり立てる体制を改め、先生が不足し授業に担任が配置できないという穴があく事態がおきないように、正規の先生を増やして、コロナ対策はもちろん行き届いた教育を求めます。

つぎに、子ども・ひとり親、障害者の岡山県医療費公費負担制度について、命にかかわる県独自の制度ですが、依然として全国の中でも大変低い水準に下げられたままです。子どもの医療費公費負担制度で、倉敷市に対して依然として1/4と他市町村の2分の1の補助率から比べると少ないままです。また、陳情にも出ていますが、精神障害者が県の心身障がい者医療費助成制度の対象外となっています。いずれも改善をすべきと考えます。

以上の理由から、新年度予算に反対いたします。

次に、議第21号第三次晴れの国おかやま生き生きプランについてです。

第3次プランでは、「教育の再生と産業の振興を原動力とする、あらゆる分野への好循環一層加速させ…」とありますが、4年間のとりくみがどうだったのか言及がなく、2年前は豪雨災害、この1年は新型コロナで暮らしも経済も深刻な影響を受けている実態などが見えてきません。全体に、現状のコロナ禍をどうがんばるのかという視点が必要と考えます。

重点戦略1の教育県岡山の復活について、全国学力・学習状況調査(学力テスト)で「10位以内」という目標はなくなったものの、引き続き「全国平均との差1ポイント」と、学力テストを指標にしている姿勢は変わっていません。また、県立高校の再編整備に向けた検討をすると記述が

ありますが、県立高校の再編整備を進める姿勢ではなく、高校での 35 人学級を実現し存続こそ必要と考えます。

重点戦略三の 4、防災対策強化プログラムの、「現状変化」のなかで、「平成 30 年 7 月豪雨災害を経験し、県民の自助・共助の重要性が再認識される」との記述に対し大変違和感を感じます。私は、あの災害で、恒常的な河川の治水対策、避難指示の在り方、情報の伝達方法など、公助の重要性、公助の在り方こそが再認識されたと思います。

以上の理由から、第三次生き生きプランに反対します。

次に、請願についてです。

請願第 29 号私学助成の拡充を求める請願についてです。

お金の心配なく学びたい場所で安心して学べる環境をつくってほしいと、今年も 2 万 1469 筆の署名とともに提出された請願です。今年度も、私学助成の増額が行われましたが、依然として私学助成費は全国平均を大きく下回り交付税措置額にとどいていません。また、本請願は、コロナによる家計急変家庭への緊急補助制度を求めており、ぜひ、私学の子どもたちの経済的な理由による退学が起きないように取り組むべきと考えます。私立学校も憲法が保障する公教育の一つの立場から、本請願の採択を求めます。

次に、発議第 6 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書案について反対の立場で討論します。

日本の夫婦同姓を強制する規定に対し、国連はこれまで 3 度の是正勧告を出しています。国連事務局長は、「世界で多くの女性が夫の姓を選んでいるのは事実だ。だがそれを強いることは別問題だ。基本的に女性には選択肢がなければならない」とコメントしています。夫婦同姓を義務づけている国は、世界でも日本だけです。

この度、選択的夫婦別姓に反対する意見書案では、まず「国民の中に広くコンセンサスがない現状で導入はすべきでない」主張されています。内閣府のおこなった 2017 年 12 月の「家族の法制に関する世論調査」では、夫婦は必ず同姓を名乗るべきであり現在の法律を改める必要はないと答えた人が 29.3%、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字を名乗ることができるように法律を改めても構わないと答えた人が 42.5%、婚姻によって名字を改めた人が婚姻前の名字を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては構わないが 24.4%でした。

年齢別にみると、20 代から 50 代まで法律を改める必要はないという人は 10%台にとどまり、逆に 70 代の方は 52%と一気に増えます。若い世代の多くが法改正を望んでいることがわかり、長年にわたり議論されてきたことであり、徐々にコンセンサスは醸成されてきていると感じます。さらに、2020 年に早稲田大学法学学術院教授の棚村政行氏が、全国の 7000 人の 20 歳から 59 歳の男女への選択的夫婦別姓についておこなった調査で、賛成と答えた人は 7 割を超えていると発表されています。この調査の発表について、棚村教授がnhkラジオのコメントで「調

査で一番気になったのは、「別姓を選べないので結婚をあきらめたり事実婚にとどまった方が全体で1.3パーセントいたこと。7000人の調査だから91人いたということ。別姓が選べなくて結婚できなかった中に20代の男性が2.4パーセント。女性にとっての問題は男性にとってもあきらめなくてはならない数字になっている。」というものでした。

私もこの度の、意見書提出の報道がされてからこの間、多くの方から電話やメールがいくつも来ました。中には封書で便せん一枚にびっしり、夫婦同姓では困る事情をつづったものもあり、姓を選べないことにこれほど困っている人がいることにとおどろきました。夫婦別姓を望む理由は、自分のキャリアを失うことや、一人っ子とおし問題、後継ぎ問題、また、自分らしく生きたいという思いをもっている、自分のアイデンティティーの一貫性を様々な人間関係の中で貫きたいという気持。事実婚で来たけど、相続や住宅、病気になったときに対応できない。など理由は様々です。そんな方々が結構な数おられるのです。そんな人たちの結婚を認めようということだけなのになぜ反対するのでしょうか。

また、意見書案では、「家族の絆や一体感の維持」に夫婦同姓が必要だと主張されています。家族のきずなや一体感は、同姓か別姓で左右されるとは思えません。また、「子どもの福祉に悪影響を及ぼす」とありますが、例えば離婚してシングルで子育てをされている人は、親子で異なる姓を名乗ることもしばしばみられます。また、里親制度において、里子の姓は、里親とは同じにすることを国は推奨しないとされています。「里子の姓は、その子固有のかけがえのないものと考えている」「姓が違うことと温かい家庭をつくることは両立する」と総務省は答えています。

このように家族の在り方も多様化しています。子どもの幸せを願うなら、社会が姓の違いに寛容になることこそ、問題がなくなっていくのではないのでしょうか。

わたしは、今回の意見書案は、男女の役割分担を前提にしたあるべき家族像をおしつけ、そこからずれるものは認めない。婚姻として認めず、法的な制度の対象としない意思の表れだと思います。選択的夫婦別姓制度は、夫婦同姓でいたい人の権利を奪うものではありません。選択できるようにしてほしいというだけなのに、どうして別姓を選びたい人の思いを認められないのか。残念でなりません。

岡山県議会が、国で、「選択的夫婦別姓制度の法制化」の議論が活発にされているこの時期に反対の意見をあげるということは、大変な問題だと思います。SDGSの17の目標の5つ目のジェンダー平等社会の実現は今や、政府やグローバルで活躍する企業では、取り組まなければ世界に相手にされない課題となっています。森元首相の女性蔑視発言で、日本のジェンダーギャップ指数の低さが話題になりました。その象徴的な問題として選択的夫婦別姓が問われていると思います。選択的夫婦別姓制度の導入に反対することのほうが、将来に大きな禍根を残すこととなります。ジェンダー平等への流れに逆行する意見書に断固反対します。

最後にこれからこの問題はもっと議論がされていくとおもいます。今回のことで議論が活性化したことは評価できます。県民と議会の議論を通じ選択的夫婦別姓の法制化の機運の醸成をここから、進むことを祈念して、討論を終わります。